

電気通信大学 平成19年度シラバス

授業科目名	法学B		
英文授業科目名	Jurisprudence B		
開講年度	2007年度	開講年次	1(2)年次
開講学期	後学期	開講コース・課程	昼間コース
授業の方法		単位数	2
科目区分	総合文化科目-人文・社会科学科目-		
開講学科・専攻	情報通信工学科 情報工学科 電子工学科 量子・物質工学科 知能機械工学科 システム工学科 人間コミュニケーション学科		
担当教官名	中島 三知子		
居室	非常勤講師		

公開E-Mail	授業関連Webページ

【主題および達成目標】
<p>法（律）というものは、この社会に生きている限り、意識的にも無意識的にも使わなければならない、最も重要な道具の一つである。その一方で、法は決して遠い世界の産物ではなく、自らがごく日常的に用いているということを知ってほしい。その上で、これから社会に出て行くにあたり、どのような場面でも必ず要求される「法」の知識を身につけてもらいたい。</p>

【前もって履修しておくべき科目】
特になし

【前もって履修しておくことが望ましい科目】
<p>法学 / 法学A</p> <p>法学の基礎(法とは何か、法学の基本的専門用語など)及び、憲法の総論と人権編をこちらで講義し、一応はそれを前提に講義を進めるため、通年でとることが望ましい。</p>

【教科書等】
<p>教科書は用いない(代わりに配布プリントあり)。近年法改正が多く、特に民法は平成11年及び平成17年にかかなり大きな改正があり、いわゆる「法学」テキストでは十分に対応していないので注意されたい。</p>

電気通信大学 平成19年度シラバス

【授業内容とその進め方】

授業形式としては、講義形式を中心とする。

「憲法」の統治行為編を講義し、この国の政治権力構造を説明した上で、憲法・刑法と並んで重要な法であり、われわれ市民生活を支える「民法」のほか、生死に関わる法（生殖補助医療や安楽死等）や知的財産法などの、近年問題となっている法を取り上げたいと考えている。

「憲法」については、前期と後期に分け、前期に「総論」と「人権編」を、後期に「統治行為編」を内容とするので、注意すること。その点から、前期・後期を通年で取ることが望ましい。

【成績評価方法及び評価基準(最低達成基準を含む)】

- ・授業中の私語、携帯使用（鳴らすことも含む）を授業中に行った場合、出席および試験が合格であっても不可とする。
- ・出席3割、試験7割。授業態度を加味する。
- ・試験のほか、2 - 3回ほど出席代わりのミニレポート（その場で記述）あり。
- ・試験は原則として自筆ノートのみ可（参考書および配布プリントの持込は認めない）の予定。

【オフィスアワー：授業相談】

適宜相談に応じるので、講義後に教員まで相談のこと。

【学生へのメッセージ】

学生諸君にとって専門外である上に、外見も内容もとっつきにくい学問ではあるが、本講義をきっかけとして、自分が「政治」といわれるものいかに深く関わっているのか、また、関わらなければならないのかを理解してもらい、主権者としての権利を自主的に行使する国民となることが大切であることをわかってもらえればと思う。

【その他】